

院外処方箋における問い合わせ 簡素化プロトコルについて

帝京大学医学部附属病院 薬剤部

問い合わせ簡素化プロトコルについて

目的：

調剤上の形式的な問い合わせを簡素化して、患者待ち時間の短縮や保険薬局薬剤師・処方医師の業務負担を軽減する。

- ・ 病院 形式的な疑義照会が減り、診療に専念できる
- ・ 保険薬局 疑義照会に係る業務負担が軽減でき、調剤時間の短縮や服薬指導時間の確保につながる
- ・ 患者 保険薬局での待ち時間短縮

問い合わせ簡素化プロトコルについて

薬剤師法 第23条

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

薬剤師法 第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

問い合わせ簡素化プロトコルについて

厚生労働省医政局通知（医政発0430第1号）

以下の業務については、厚生労働省として現行法（医療法、医師法、薬剤師法等）上で実施可能な薬剤師業務を示したものであり、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

問い合わせ簡素化プロトコルについて

【問い合わせ簡素化プロトコル開始前】

すべての疑義照会内容について

- ① 保険薬局薬剤師は、電話にて疑義照会
- ② 病院薬剤師は、医師に確認し、保険薬局薬剤師に返答

問い合わせ簡素化プロトコルについて

【問い合わせ簡素化プロトコル開始後】

疑義照会内容がプロトコルに記載なし

- ① 保険薬局薬剤師は、電話にて疑義照会
 - ② 病院薬剤師は、医師に確認し、保険薬局薬剤師に返答
- ※プロトコルに記載なければ通常の疑義照会

問い合わせ簡素化プロトコルについて

【問い合わせ簡素化プロトコル開始後】

疑義照会内容がプロトコルに記載あり

保険薬局薬剤師はプロトコルに基づき事前合意で変更可能

※事後の報告は必須

問い合わせ簡素化プロトコルの運用手順

保険薬局

- ① 院外処方箋応需
- ② プロトコルに記載があれば、病院へ問い合わせせずに変更
- ③ 当院薬剤部に「院内処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルによる処方変更報告書」（当院薬剤部ホームページより）をFAXする

問い合わせ簡素化プロトコルの運用手順

病院薬剤部

- ① 保険薬局からの報告書（FAX）を受け、内容を確認
- ② 処方箋を変更内容に応じて修正（可能な場合のみ）
- ③ 電子カルテに変更内容を記載

問い合わせ簡素化プロトコルの運用手順

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う（含量規格変更不可や剤形変更不可）。
- 麻薬・抗がん剤・覚醒剤原料はプロトコルの対象外とする。
- 処方の変更は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮する。
- 患者に十分な説明（服用方法、価格、安定性など）を行い、同意を得たうえで変更する。

問い合わせ簡素化プロトコルの内容

①残薬調整に関する処方日数の変更

- 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤をすること。
- いかなる場合でも、処方日数の延長は行なわない（以前より継続服用している薬剤で次回受診日までの処方日数が足りないなど）。

バイアスピリン錠100mg 1回1錠 1日1回朝食後 70日分
→ 63日分（残薬が1週間分確認できたため）

②一包化

- 一包化調剤の指示追加。

※患者希望あるいは一包化することにより患者のアドヒアランス不良の改善が見込まれる場合に限る。

※服用方法や負担額について、説明と同意が必要

③用法の適正化

- 用法が明らかに異なる場合の変更。

フォサマック錠35mg 1回1錠 1日1回 朝食後

→ 起床時

ボグリボースOD錠0.2mg 1回1錠 1日3回 毎食後

→ 毎食直前

④湿布薬の処方枚数の適正化

- 湿布薬について、1袋に入っている枚数と処方数量に差異が生じる場合の処方数の適正化
- 処方数の増加は不可

ロキソプロフェンNaテープ100mg（7枚/袋） 36枚

1回1枚 腰

→ 35枚

⑤処方日数の適正化

- 週1回製剤、月1回製剤および「1日おきに服用」、「週3日服用」などの指示のある薬剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化

フォサマック錠35mg 1回1錠 1日1回 起床時 35日分

→ 5日分

バクタ配合錠 1回1錠 1日1回 朝食後 7日分 月水金に服用

→ 3日分

⑥ 銘柄変更

- 成分が同一の銘柄変更

※先発品同士、後発品から先発品への変更も可能

※負担額が高くなる場合は説明と同意が必要

フォサマック錠35mg

→ ボナロン錠35mg

→ アレンドロン酸錠35mg 「〇〇」

⑥ 銘柄変更

除外例

プログラフカプセル

→ ✖ グラセプターカプセル（製剤的特徴が異なるため）

ネオーラルカプセル

→ ✖ サンディミュンカプセル（製剤的特徴が異なるため）

⑦内服薬の剤形変更

- 内服薬で別剤形への変更

※用法用量、安全性、溶解性および体内動態等を考慮すること

※服用方法や負担額が高くなる場合は説明と同意が必要

カルボシステイン錠 → カルボシステインDS

アムロジピンOD錠 → アムロジピン錠

カロナール錠 → アセトアミノフェン原末

⑦内服薬の剤形変更

除外例

デパケンR錠

→ ✖ デパケンシロップ（製剤的特徴が異なるため）

プログラフカプセル

→ ✖ プログラフ顆粒（製剤的特徴が異なるため）

⑧内服薬の規格変更

- 内服薬で別規格製剤がある場合の処方規格の変更

※服用方法や負担額が高くなる場合は説明と同意が必要

5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

20mg錠 1回0.5錠 → 10mg錠 1回1錠

500mg錠 1回1錠 → 250mg錠 1回2錠

1mg錠 1回2.5錠 → 1mg錠 1回2錠 + 0.5mg錠 1回1錠

⑨外用薬の規格変更

- 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

※合計処方量が変わらない場合

ヘパリン類似物質油性クリーム0.3% (50g/本) 6本
→ (100g/本) 3本

問い合わせ簡素化プロトコル開始までの流れ

帝京大学医学部附属病院薬剤部ホームページに掲載されている「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」と「簡素化プロトコル合意手順」をご確認ください。

吸入連携におけるトレーシングレポート（服薬情報提供書）について

[こちらをご覧ください](#)

保険薬局-病院間における入退院時の薬剤情報共有について

当院では、入院患者さんの安全確保のため、保険薬局と入退院時における患者さんの薬剤情報の共有を開始いたします。当院へ入院予定の患者さんについては下記の『入院時施設間情報連絡書』にて入院前使用薬の情報提供にご協力いただきますようお願いいたします。

[施設間情報連絡書の開始について（PDF形式：464KB）](#)

運用手順・流れ

実際の業務手順等は下記の資料をご参照ください。

[保険薬局・病院間における入退院時の薬剤情報共有について（PDF形式：764KB）](#)

入院時施設間情報連絡書のご利用方法

下記より書式をダウンロードしていただき、必要事項をご記入後、FAXにて当院薬剤部宛にご送信ください。

●送付先FAX：03-3964-9426

受付時間：平日（月～金曜日）9：00～16：00 土曜日 9：00～11：00

※日曜日、祝日、年末年始、創立記念日（6月29日）を除く

問い合わせ簡素化プロトコル開始までの流れ

プロトコルの内容については
十分な理解をお願いします。

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

当院および保険薬局双方による「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」の締結をもって実施される。合意締結のない保険薬局からの問い合わせについては、病院薬剤部への電話による疑義照会は必須で、プロトコル対象の疑義照会は病院薬剤部が代行にて回答する。

【本プロトコルに係る原則】

- 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方箋を後発医薬品に変更できない。
- 「変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う（含量規格変更不可や剤形変更不可）。
- 麻薬・抗がん剤・覚醒剤原料はプロトコルの対象外とする。
- 処方の変更は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮する。
- 患者に十分な説明（服用方法、副作用、安定性など）を行い、同意を得たうえで変更する。

1. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容等に関すること（通常の疑義照会）
受付時間 平日9:00から17:00、土曜日9:00から13:00
上記時間外でも薬剤部当直者が対応します。
窓口 TEL 03-3964-1211 (代) 薬剤部 内線 30102
- ② 問い合わせ簡素化プロトコルに関すること
受付時間 平日9:00から17:00、土曜日9:00から13:00
窓口 TEL 03-3964-1211 (代) 薬剤部 内線 30102
- ③ 保険関係（保険者番号、公費負担など）
受付時間 平日8:30から17:00、土曜日8:30から12:30
窓口 TEL 03-3964-1211 (代) 医事課外来保険係 内線 32125

2. 処方変更・調剤後の連絡

問い合わせ簡素化プロトコルに基づき、処方変更し調剤した場合は、変更内容を「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルによる処方変更報告書」に記入し、下記の FAX 番号に送信してください。

FAX 03-3964-2005 市京大学医学部附属病院薬剤部

「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」合意手順

本プロトコルへの参画をご希望される場合

- ① 市京大学医学部附属病院薬剤部ホームページ上の「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」の内容を確認する。
- ② 「合意書」を2部印刷する。
- ③ 「合意書」に保険薬局名および住所・代表者名を記入する。
 - ※ 代表者名は、薬局の責任者（開設者、管理薬剤師）
 - ※ 代表者が変更となる場合は、再度合意書の提出をお願いします。
 - ※ 登録番号・運用開始日・合意日の記入は行わないでください。
- ④ 記入した合意書2部を市京大学医学部附属病院薬剤部へ郵送する。
〒173-8606 板橋区加賀 2-11-1
市京大学医学部附属病院薬剤部
 - ※ 宛先を記載した返信用封筒の同封をお願いします。切手の貼付は不要です。
- ⑤ 病院は、保険薬局からの合意書が到着後、不備がないかを確認する。登録番号・運用開始日を記入し、病院長印が押印された合意書1部を保険薬局用として返送する。
- ⑥ 保険薬局は合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用を開始する。

問い合わせ簡素化プロトコル開始までの流れ

合意書

帝京大学医学部附属病院と「保険薬局名称」
院外処方箋における疑義照会の運用について、
用においては、患者は不利益を被らないように
とする。

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意
「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロ
トコル」については、包括的に薬剤師法第 23 条に
個別の処方医への同意の承認を不要とする
(参考：薬剤師法第 23 条)
(1) 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師
目的で調剤してはならない。
(2) 薬剤師は、処方せんに記載された医薬
品科医師又は獣医師の同意を得た場合
ない。

2. 登録番号 _____

3. 運用開始日： 年 月 日

4. 合意の解除および内容の変更について
合意の解除および内容の変更については、

合意書

帝京大学医学部附属病院と「保険薬局名称」
院外処方箋における疑義照会の運用について、
用においては、患者は不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得たものと
とする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意承認を不要とする項目について
「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル」(別紙)に準じて疑義照会不要例に
ついては、包括的に薬剤師法第 23 条に規定する医師の同意がなされたとして、
個別の処方医への同意の承認を不要とする。
(参考：薬剤師法第 23 条)
(1) 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の
目的で調剤してはならない。
(2) 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんに交付した医師、
歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはな
らない。

2. 登録番号 _____

3. 運用開始日： 年 月 日

4. 合意の解除および内容の変更について
合意の解除および内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上
年 月 日
名称：帝京大学医学部附属病院
代表者： 病院長 ○村 ○史 印

保険薬局名称：
住所：
代表者： 印

保険薬局用と病院用の 2 部必要です。

赤丸 2 か所を記載し、病院へ郵送して
ください。

病院で登録番号・運用開始日等を記載し
保険薬局に保険薬局用 1 部を返送します。

処方変更後の報告

帝京大学医学部附属病院薬剤部ホームページから
処方変更報告書を印刷して、報告をお願いします。

(送信先) 帝京大学医学部附属病院薬剤部 FAX: 03-3964-2005

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルによる処方変更報告書

報告日: 年 月 日

患者氏名:	保険薬局名:
診療券番号: <small>(処方箋番号末尾の10の2桁)</small>	登録番号:
処方日: 年 月 日	電話番号:
診療科: 科	担当薬剤師:
医師名:	

問い合わせ簡素化プロトコルの合意に基づき、疑義照会を省略いたしましたので報告いたします。

処方変更内容

- | | |
|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①処方調整に関する処方日数の変更 | <input type="checkbox"/> ⑩銘柄変更 |
| <input type="checkbox"/> ②一包装 | <input type="checkbox"/> ⑪剤形変更 |
| <input type="checkbox"/> ③用法の適正化 | <input type="checkbox"/> ⑫規格変更 |
| <input type="checkbox"/> ④湿布薬の処方枚数の適正化 | <input type="checkbox"/> ⑬外用薬の規格変更 |
| <input type="checkbox"/> ⑤処方日数の適正化 | |

処方変更詳細記入欄

※簡素化プロトコルを用いて変更した場合のみ本報告書をご利用ください

合意書に記載された登録番号を記入

問い合わせ簡素化プロトコルに基づく変更のみ
本報告書を使用してください。

処方変更報告書を受け取ったあとの 処方箋修正について

処方箋の修正可能（次回処方箋に反映されます）

- ・ 当院システムに登録されている薬剤への変更や一包化追加など

処方箋の修正不可（次回処方箋に反映されません）

- ・ システムに登録のない薬剤や日数変更など

ご質問等あれば、

帝京大学医学部附属病院薬剤部

03-3964-1211 (代) 30102

まで。

本プロトコルへのご協力をお願いいたします。